



# 防衛省職員・家族 団体傷害保険

「防衛省職員・家族団体傷害保険」は、  
防衛省職員の福利厚生を担う共済組合が  
組合員とそこのご家族のために  
創設した**専用の制度**です。

この保険は防衛省共済組合が保険契約者となる団体契約です。

保険期間：令和8年4月18日午後4時～令和9年4月18日午後4時まで1年

## 特徴 1 団体割引等 最大約**59%**適用!!

- 防衛省スケールメリットを活かして、団体割引等、**最大約59%の割引**を適用しております！
- 「総合賠償型(特約)」付帯で  
自転車保険加入義務化  
(努力義務)にも対応！



### 受託物賠償責任補償特約

他人から借りた物を  
壊してしまった場合の  
賠償責任も補償対象に！



## 特徴 2 公務中から日常生活までの災害を補償

次のような補償をご提供しています。

- ◆ 日本国内・国外を問わずケガを補償
- ◆ ケガによる入院・通院は1日目から補償
- ◆ 特定の法律に基づく公務中の紛争に巻き込まれたことによる事故
- ◆ 特定の法律に基づく公務中の核燃料物質の放射性等による事故
- ◆ 公務中の熱中症・日射病による身体の障害等の補償

※いずれも防衛省共済組合員のみ

など

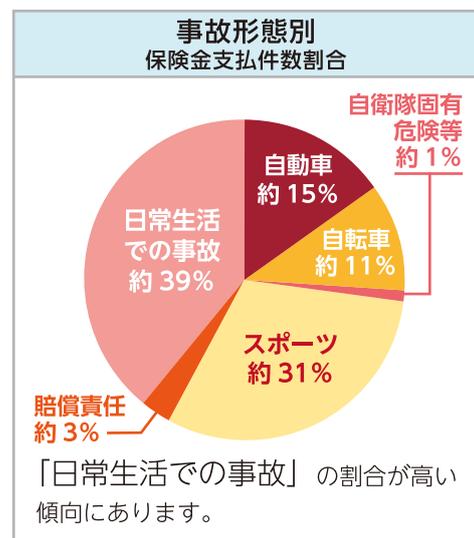
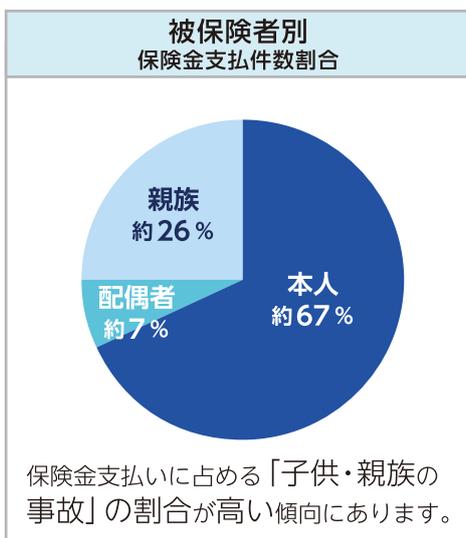
まだご加入でない方は  
この機会に是非  
ご加入ください！

1年間で、約4.6万件の保険金をお支払いしています。

(令和7年11月末 過去1年計)

保険金種類別 保険金支払件数	
種類	件数
傷害死亡	37件
傷害後遺障害	445件
傷害入通院	41,442件
賠償	1,361件
その他GLTD介護	2,696件
合計	45,981件

ご加入者数 約5名に1件の割合で、  
事故が発生しています。



# 団体傷害保険はこんなときお役に立ちます！

## ケガの補償（A型・B型共通）（団体総合生活補償保険（標準型））

次のような事故でケガをした場合に保険金をお支払いします。

### ●公務中（仕事）の事故



訓練中、災害派遣中の事故によるケガ



艦船乗組中の事故によるケガ



航空機搭乗中の事故によるケガ

### ●交通事故



交通乗用具と衝突・接触等の交通事故によるケガ



交通乗用具搭乗中の事故によるケガ

### ●日常生活での事故



自宅の階段から落ちてケガ



料理中にヤケド

### ●スポーツ中の事故



練習中のケガ

### 支払事例① 傷害

保険金のお支払い額	事故の概要
約 4,000 万円	訓練中に事故で死亡した。
約 2,200 万円	バイクで走行中にガードレールに追突し、骨折した。
約 1,400 万円	電車乗換時に転倒し、階段を数段滑りケガをした。
約 900 万円	スキー練習中に転倒し、骨折した。

## オプション1 総合賠償型（特約）（団体総合生活補償保険（標準型））

### 日常生活個人賠償責任補償特約

日本国内外で他人の身体を傷つけたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



### 受託物賠償責任補償特約

受託物を管理している間に破損・紛失・盗難が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。



### 支払事例② 日常生活個人賠償

保険金のお支払い額	事故の概要
約 4,600 万円	自転車走行中にT字路交差点で右方からきた自転車と接触しケガを負わせる
約 1,000 万円	自宅（借家等含む）において、洗濯機のホースが蛇口からはずれ、階下の他人宅 11 戸に漏水

（注）住宅以外の不動産（他人の自宅、ホテル、デパート等建物や、その建物に定着している門・塀・垣、ドア、トイレ、浴槽、洗面台、蛇口等）の所有・使用・管理にともなう事故は補償対象外です。

### 支払事例③ 受託物賠償

保険金のお支払い額	事故の概要
約 20 万円	船釣りの最中に借りていた竿とリールを海に落とし沈没
約 8 万円	学校から借りたタブレットを落として破損

## オプション2 親介護補償型（団体総合生活補償保険（標準型））

### 介護一時金支払特約

万が一親御様が 30 日を超えて要介護状態になったときに補償します。



※支払事例①～③には支払い予定の事故を含みます。

## オプション3 長期所得安心くん（団体長期障害所得補償保険）

病気やケガで働けなくなったときに、減少する給与所得を補償する保険です。

各種ローンの返済

生活費

教育費

家賃・住宅費

医療費



病気やケガで長期間収入がなくなった後も、日々の出費はとまりません！

お問い合わせ先

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

◆この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社につきましては、パンフレットをご覧ください。（なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定しだいで案内します。）

◆このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。